

# 貧困と伝統の中の女性の生き方

—カンボジア社会と女性—

## Women in Poverty and Tradition

—Women in Cambodian Society—

文学研究科社会学専攻博士前期課程修了

山 瀬 直 子

Naoko Yamase

### I. はじめに—貧困とジェンダー・女性—

現在、地球上において人口60億人のうち、約半数の28億人が1日2ドル以下、そして5分の1にあたる12億人が1日1ドル以下の絶対的貧困といわれる生活をしていると推測されている<sup>1)</sup>。その約12億人のうちの大多数(約7割)が女性であるという<sup>2)</sup>。

このような貧困層における女性の割合の増加は「貧困の女性化(Feminization of Poverty)<sup>3)</sup>」と呼ばれている。また、貧困には女性の顔があるといわれる所以である。

貧困の中に生きる女性、特に開発途上国の女性の実状を見てみると、子を産み育てるのはほぼ100%女性で、炊事や洗濯、飲料水や燃料の薪炭類を確保しつつ、一方で農業生産なども行っている。女性は1週間ほぼ休みなく働いているが、この労働はほとんど無給である。また、世界中で読んだり書いたりできない非識字者は約10億人いるとされているが、そのうちのおよそ3分の2が女性である。教育程度が低いので仕事に就くことができず、かろうじて就職できたとしても単純労働で、地位も低く、低賃金である<sup>4)</sup>。さらに男性と比較すると機会や権利の不平等が浮き彫りになってくるのである。この不平等は貧困になればなるほど拡大していく傾向がある。

このように、女性の間で貧困が増大しているのは、労働市場において女性が不利な立場に置かれ、社会制度や家庭内において女性の地位や権限が不当に扱われていることに原因があるとされる<sup>5)</sup>。

なぜに、貧困層において女性が多いのか。そしてそれによりいかに女性が抑圧され、不平等な状態にあるのか。そこにはジェンダー<sup>6)</sup>の側面があると考えられる。ジェンダーとは文化的・社会的に形成された性差のことをいうが、このジェンダーあるいは、それによる性別役割分業の不平等により男女格差が生じ、ほとんどの場合、女性が弱者になっているのである。世界銀行報告書では貧困とジェンダー不平等について、「社会構造や諸制度が経済と政治を結ぶ枠組みを作り、貧困を生み、持続させ、または貧困を軽減する原動力の1つとなる。階級性や性差別などの排他的で不平等な社会構造が貧困層

の、社会上層への移動を妨げ、大きな障害となり、貧困を生み、持続させる」<sup>7)</sup>と述べている。また、「性別・民族・人種・民族・人種・宗教・社会的地位に基づく差別が社会的排除をもたらし、人々を長期にわたる貧困という窮境に閉じ込める」<sup>8)</sup>ともしている。つまり、女性は「貧しさ」と「性差」の二重の苦しみを負っているといえることができよう。加えて、開発途上国に住む女性のうち約半数が農村に住んでいるとされる中、このような農村女性は、この二重苦に加え、都市との格差、先進国との格差など、時に苦しみは三重にも四重にもなるのである。

このように開発途上国の多くの女性、特に貧困の中に生きる女性は、文化的・社会的につくられたジェンダーにより、自身のコミュニティにおいて、伝統的性別役割分業や男性優位社会により抑圧され、社会の底辺に追いやられている。またこの「貧しさ」と「ジェンダー」という主に二重の苦しみを負っていることにより、時に命まで落としてしまう現実さえ日常にあふれているのである。

この論文では、カンボジア王国の女性に焦点を当て、家族を含むそれまでの社会・経済・価値体系を破壊したポル・ポト政権時代を経験しながらも、いまだ現存する家父長性や男性優位社会等に見られる伝統と、カンボジアが経験してきた激動の歴史、混迷する社会状況など様々な要因等によって女性の地位がどのように変化し、また、どのような状況に直面しているかということと述べ、筆者の現地NGOでのインターンの経験をもとに草の根のNGOが女性達の直面する危機をどのように打開し、エンパワーしているのかという実状・内発的な改革を考察することが目的である。

## II. カンボジア女性の位置づけと状況（ジェンダーの視点から）

### 1. 伝統的クメール社会と女性

#### (1) クメール社会のヒエラルキー的性質

クメール社会においては、全ての関係性はヒエラルキー的（階層的）に組織されているとされる。それは個人間のコミュニケーションにも反映されており、カンボジア人が初対面の人と会った時は自分と相手との関係性を認識するまで言葉を発しようとしないう<sup>9)</sup>。これは、クメール社会が階層的な社会であるがために、クメール人は他者との関わりにおいて自分自身の社会的な地位を決めていく傾向があるということ意味する<sup>10)</sup>。階層を判断する基本的な判断材料は、年齢と性である。会話において「年長者 (bang)」「年少者 (paong)」という表現が頻繁に聞かれるように、カンボジア社会では年齢は性よりも重要である<sup>11)</sup>。また若い人々は、男女両性の年配者には尊敬を表さなければならないとされている。

社会的地位を決めるその他の要因としては、財産、家柄、政治的地位、仕事、個人の身分、宗教（仏教）に対する敬謙さ等があげられる。階層的なクメール社会において個人の地位を決定する場合、上記のような多くの要素が組み合わさって反映されるのである。

従って、ジェンダー（性差）はクメール社会において人を位置づける一連の要素のうちの一つでし

かないといえる<sup>12)</sup>。

このような地位概念の秩序は、『「業」と「功德」という上座仏教の考え方に根ざしている』<sup>13)</sup>とLedgerwoodは述べている。社会での個人の地位は、過去世の行いの結果であって、同様に、現在の行いは後世に影響するとされる。つまり、転生輪廻、因果応報によって人の社会的地位は生まれる以前からすでに定められているというのである。前世に積み重ねた功德の大小によって、現世の姿や社会的な地位が決まると考えられている。これは、暗に不平等が前提とされている社会といえることができる。そして、現世で高い地位にある人はたくさんの功德を受けているのだから、自分より不幸な人々の為に施しを与えとりなすべきだとされる<sup>14)</sup>。このように社会的階層は道徳上の義務を暗示したカンボジア社会の道徳観になっているのである。ここに「パトロン・クライアント関係 (patron-client relations)」をみることができる。クメール社会では高い地位にあるパトロンを従者 (クライアント) が取り囲むように構成されている。パトロンを取り囲むクライアントの集団はグループとしてまとまっておらず、個人的にパトロンと結びついている。これらの関係性は常に流動的であり、クライアントは自由にパトロンを変えることも可能である。

以上が、クメール社会が階層的な社会であるといわれる所以である。

## (2) 伝統の中のカンボジア女性の地位とジェンダー・ロール形成過程

カンボジア女性は、上記のようなカンボジアの社会階層に、伝統的・文化的理想の実現によって位置づけられる。この女性としての適切な伝統的・文化的理想というのは、詳細に渡る道徳規則項目によって作りあげられたものである。女性は適切な行動・振る舞いをとることによって自身の高い地位を明示することができる。では、その女性としての理想的な行動規範というのはどのようなものであろうか。Ledgerwoodは次のように説明している<sup>15)</sup>。

女性はゆっくり静かに歩き、シルクのスカートがカサカサ擦れる音がきこえないように全ての動作においておとなしくしなければならない。女性は内気で、結婚前は保護されるべきである。理想的には親族集団を離れて暮らしてはならず、勤勉でなければならない。女性は家事の行い方、家計のきりもりの仕方を知っていなければならない。夫に対しては良き助言者であるべきで、同様に良き従者でなければならない。

カンボジアの女性は階層的な社会を乱さぬよう、上記のような伝統的行動規範を幼少期より家庭の中で、特に母親から厳しくしつけられる。カンボジアの伝統的農村社会では父親と母親の両方が子育てに参加をするが、それぞれの役割は異なっている。女性は家の中にいるものだとされ、男女とも子どもを近くで見守り、特に女子にはより注意を注ぐ。母親は子どもの教育に重要な役割を果たす。女性の多くは正式な教育を受けておらず、自身の母親や日常生活での経験から学んだことを教えるのであ

る。娘には料理や掃除の仕方、育児等を教える<sup>16)</sup>。

一方で、父親は主に家計を支えることが主な役割であるとし、妻より家の外にいるということが多い。また、家族員に対し処罰をあたえるという役割も持っている。父親は子どもが故意に従わない場合は、時に叱ったり叩いたりすることもある。このような家庭の中で父親というのはあまり多くは語らず、話したとしても真面目な話をするものだということを子ども達は学ぶ。家にいる時は母親と同様に子供たちの行いに注意を払う。さらに息子には農作業の仕方、椰子の木の登り方、家の修復の仕方、家畜の世話の仕方等を教える<sup>17)</sup>。

このように伝統的なカンボジア社会では、家庭の中の父親や母親の役割を通して、性別役割分業が行われてきたのである。

## 2. 社会・経済変容の中の女性

### (1) 社会・経済変容と女性

どの社会においても伝統や文化は時間と共に少しずつ変化をしていき、特に社会や経済状況が大きな影響を与える。カンボジア社会もまた同様である。

1970年代から続いた内戦は、カンボジア社会や人々の価値観を根底から変えるほど変化させ、大きな影響を与えた<sup>18)</sup>。長年の戦争によって多くの男性が死亡したことにより、多くの女性が未亡人となって取り残されてしまったり、結婚ができない未婚女性も増加した。戦後、一時は人口の約64%が女性であり、全世帯数の約35%が女性世帯主の家庭であった<sup>19)</sup>。住民世帯の半分が女性世帯主であるという村も稀ではなかったという。現在は、全人口における女性の割合は約52%となったがそれでも女性の比率の方が多くなっている。これは女性の伝統的な役割に加えて、それまで男性が行っていた役割も女性が負わなければいけなくなってしまったことを意味する。

伝統的なカンボジア社会は母系性の傾向が強く、結婚後は夫が妻方の家に入ることが多かった。そのため、女性は農業等の生産活動や家事等の再生産活動といった仕事に、親戚等の助けを得ることができたという。特に、助言を求めることができ子育てや家事に協力してくれる経験豊富な祖父母のような年配の家族員の重要性は大きかった。これにより、若い女性は、彼らに子どもを預け畑にでたり、市場で商品等を売ることができたが、戦争により頼るべき年配者を持たない女性が増加した。子どもを預けて、生産活動や再生産活動に従事できるような託児所等も存在しない為、このような女性に掛かる負担は増大する。

また近年は、経済自由化政策により、女性の所得獲得活動も増加している。1990年代よりUNTAC（国連カンボジア暫定統治機構）主導により和平へ向けて動き出したと同時に外国資本の参入や投資が進み、経済活動が活発になり雇用も拡大した。しかし、女性の雇用に対しては、出産や育児等が影響を与えるとしてあまり積極的ではなかった。そのため、家事・育児等を両立させながら収入が得られるインフォーマル・セクター<sup>20)</sup>で生計を立てる女性が増加した。また、農村から都市部への移住者

も増加した。雇用・労働の環境悪化と極度の貧困状況から性産業に従事する女性も増加し、女性の路上生活者を多く生み出すことになった<sup>21)</sup>。

現在、カンボジアでの主な工業部門は縫製業である<sup>22)</sup>。この縫製業は主に中国等の外資によって経営されており、低賃金で多くの労働力を集め生産性を高める為に、特に農村部出身の若い低学歴層の女性に対して多くの雇用機会を提供している。女性従業員の多くは10代後半から20代前半の未婚女性である。雇用条件、労働環境はあまり良いとはいえず低い賃金で、長時間労働であるものが多いが、月給は農業から得る収入よりはるかに高水準で、季節や天候に関係なく通年で安定した現金収入が得られるとして、女性に開かれている就労機会の中では飛びぬけて安定性が高いとされ人気である<sup>23)</sup>。縫製工場で働く女性は、農村部からでてきている場合が多いことから貨幣経済の影響が農村まで押し寄せており、若い女性が一家の稼ぎ手へと変容している。

これらのように、様々な要因によって伝統的には家の中にいるべきであるとされていた女性が、いまや家の外へ外へと出て行くようになってきたのである。ここに伝統的女性の理想像からかけ離れた女性のジェンダー・ロール形成への大きな変化が見られる。

## （2）現在のカンボジアの女性の状況（まとめ）－ジェンダーと貧困－

現在のカンボジア社会において伝統的なカンボジア女性の理想像は現存しつつも、社会・経済的背景等様々な要因によって変化し、女性の地位や状況もそれに応じて変容していくということを上記で述べたが、やはり時代が変わっても前述したような伝統的理想像と同様の行動規範が現在も歴然と存在するのである。それは以下のようなものである<sup>24)</sup>。

子どもが物心ついたころから両親は正しい規範を教え始める。良い結婚ができるように適切な行動がとれるよう十分に配慮する。特に、女子への行動規範は男子よりも念入りである。最初、最も適切な横になり方、座り方、立ち方、歩き方を教えられる。そしてこれらの振る舞いの規範から次第に、夫をどのように支えていくべきかということを学ぶのである。女性は夫の人生で4つの役割を果たすよう教えられる。それは、夫の母であり、姉であり友人、そして召使いでなければならないということである。女性は常に夫を誇りに思い、身の回りを世話しなければならない。夫が怒った場合は忍耐強く耐え、口答えしてはならない。個人的な問題や家族の問題が起こった場合は、他人に知らせたり、家の外の人に相談する等は行うべきではない。

またカンボジア女性をとりまく貧困状況も深刻なものとなっている。

世界銀行は1日2100キロカロリー相当の食糧と必要最小限の衣食住が確保できない人々を貧困層としているが、調べによるとカンボジアの場合は約36%が貧困層であるとされ、国民の生活がかなり貧しいということは明らかである<sup>25)</sup>。特に農村の貧困は深刻なものである。

家族数の多い世帯、子どもの多い世帯、世帯主が若い世帯も貧困率が高く、戦争未亡人の女性や孤児、障害者、老人など社会的弱者も深刻な貧困に直面している。1998年のカンボジアで行われた国勢調査によると、全世帯数のうち25.75%<sup>26)</sup> (約4割) が女性世帯主であることは明らかになった。この多くは未亡人や離婚をした妻、夫がいなくなってしまった女性である。このような世帯はカンボジア国内、特に農村において最貧層に属するのである。

農村の女性の多くは、農業で生計をたてているが、あまりの貧しさの故に農地を耕すのに必要な牛を所持することができない為、たいてい近隣の農民の下で働いて労働力を提供することを条件として、自分の家の米を作るため牛を借りるといことが多い。しかし、この時点で種蒔きの時期が遅れてしまっていたりするため、収入を得る事を目的に市場で売る米を売ってしまうと、もはや家族を養えるだけの米が残っていないという状況である<sup>27)</sup>。

農村だけでなく、都市に住む女性もやはり困窮した状況に直面している。女性世帯主の家族はたいていの場合、大家族ではなく、サポートを受けることができる社会的なネットワークが欠如していて孤立しており、深刻な貧困に直面していることが多い。このような女性のうちの一部は、生き残るために物乞い (beggar) や売春 (prostitution) を行っている。

このような弱者の女性は、カンボジアの貧困層の中の最貧困層に位置し、経済的にも社会的にも最も排除されている。

現在、首都プノンペンや近隣のカンダール州を中心に外国資本の繊維・縫製工場が次々と設置され、都市経済は成長している。この工場の創出する雇用が農村の余剰労働力の一部を吸収し、農村貧困の緩和に寄与している<sup>28)</sup>。そのため農村居住者は、現状の農村賃金率と都市での賃金率を比べ少しでも良い条件を求め都市へと移住してくる。しかし、カンボジアの貧困は農村だけでなく、都市にも蔓延しているため余剰労働力が増加し、それに伴い多くの完全失業者や偽装失業者も増加している。このような都市移住と雇用不足のため行き場を失う貧困層が生じてしまう。行き場を失った貧困者の多くはスラムを形成し、プノンペン郊外にあるゴミ山でスカベンジャーとしてゴミ等を拾って売れるものを売ながら生計を立てている。筆者の調査によるとゴミ山で働く労働者の多くは女性とその子ども達で、かなり劣悪な環境のなかで働いていた。彼らの多くが少しでも良い暮らしを求めて農村部より都市へ仕事を求めてプノンペンへ来たものの、仕事に就くことができずスカベンジャーとなっていた。

カンボジア社会において女性の位置づけを論じるのは難しい。なぜなら女性にも異なった分野や地位の女性が多く存在していることから、カンボジアの女性内にも階層が存在するからである。カンボジア女性の位置づけは男女の違いを超えた仏教観に根ざした階層社会のなかで、女性として適切な行動をとるということ、また女性の家族の地位や、結婚後は特に夫の地位が影響してくる。ポル・ポト政権等長年続いた紛争により、既存の社会システムは壊滅したが、戦後も、このような伝統は変わっていない。しかし、戦争による被害や市場経済などによってこれまでの女性の役割は大きく変容している。現在はこれに伝統社会規範が入り混じっている状態であると言えることができよう。これにより、

女性が大変生きにくい社会となっており様々な弊害が生まれている。また、復興過程の中で貧困層や社会の底辺層の中の多くが女性であることからカンボジア社会においては、やはり女性は困難な状況であるといえる。

### Ⅲ. 危機の中に生きるカンボジア女性－女性に対する暴力の視点から

#### 1. 女性に対する暴力 (Violence Against Women: 以下VAW) とはなにか

女性に対する暴力とは、「ジェンダー構造に基づいて公的・私的に女性に向けられる身体的・性的・精神的強制力の行使」<sup>29)</sup>を意味する。1993年に12月に国連総会で採択された「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」ではVAWを「性に基づく暴力行為であって公的生活で起こるか私生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的若しくは心理的危害または苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪となる、または、なる恐れのあるものをいう」<sup>30)</sup>（第1条）と規定している。また、具体的なVAWを次のように提示している<sup>31)</sup>。

- a) 家庭において発生する身体的、性的及び心理的暴力であって、殴打、世帯内での女兒に対する性的虐待、持参金に関連する暴力、夫婦間における強姦、女性の性器切断及びその他の女性に有害な伝統的習慣、非夫婦間の暴力及び搾取に関連する暴力を含む。
- b) 一般社会において発生する身体的、性的、及び心理的暴力であって職場、教育施設及びその他の場所における強姦、性的虐待、セクシュアル・ハラスメント及び脅迫、女性の売買および強制売春を含む。
- c) どこで発生したかを問わず、国家によって行われるまたは許される身体的、性的及び心理的暴力。(以上第2条)

このようにVAWとは女性の意思に反して行われる性に関わる物理的・心理的暴力であり、女性の個人としての尊厳をその性のために傷つけ、また身体的・精神的・心理的苦痛を感じさせる言葉がけ、行為、脅かし等といえる<sup>32)</sup>。

UNIFEM（国連女性基金）では、ジェンダーを基盤としたVAWは「子宮から墓場まで（womb to tomb）」<sup>33)</sup>まで影響を与えていると表現している。そして、それはあらゆる国や宗教、階級、民族、人種の女性に被害を及ぼしているとし、未だ人口の約半分を占める女性が安全で自由であると主張できる国は存在しないとしている。

どの社会においてもVAWは男性支配を強化する権力構造のなかで社会的・伝統的規範により永続される。女性は幼いころより男性より劣っているとされ、しばしば暴力的になるということを教えられる。このような過程の中で女性も男性もジェンダーをベースとした暴力に対し盲目となり、あるい

は受け入れてしまっているのである。ネパールのTrust Fund Grantee Bandana Ranaの報告<sup>34)</sup>によると「妻をなぐるというような暴力は、私達が住む社会のごく当たり前の出来事であるとみなされている。多くの人がそれを虐待の一形態だと考えていない。」<sup>35)</sup>と社会的・伝統的規範とジェンダーをベースにしたVAWの実態を報告している。

## 2. カンボジアにおけるVAW

### －家庭内暴力・レイプ・性的搾取を目的としたトラフィッキングを中心に

現在、カンボジアにおいてもVAWは大きな国内問題の一つとなっている。現地の新聞にもほぼ毎日、VAWに関する事件が報道されている。そしてその件数は日に日に増加傾向である。カンボジアで様々な見受けられるVAWの種類としては、人身売買、家庭内暴力、レイプ、強制結婚、保健・公衆衛生問題、HIV/AIDS、教育問題等があげられる。ここではカンボジア社会でより頻繁に横行されるVAWとして、家庭内暴力、レイプ、トラフィッキング（主に性的搾取を目的としたもの）を取り上げていく。

### (1) 家庭内暴力 (Domestic Violence : 以下DV)

家庭内暴力とは家族員から他の家族員に向けられる身体的・性的・感情的な暴力のことをいう。ここでいう加害者である家族員とは、被害者女性の夫をはじめ、内縁の夫、別居中の夫、前夫、婚約者、前婚約者、恋人、元恋人などを指す。

ある調査によるとカンボジアでは6人に1人の女性がDVの被害にあっていると報告されている<sup>36)</sup>。また現地NGO: CWCC (Cambodian Women's Crisis Center:カンボジア女性の危機センター) がプノンペン郊外の村で女性80名に対しDVの調査を行ったところ、「身体的な虐待経験を受けたことがある」と答えた人が45名(56.25%)、「性的な虐待経験を受けたことがある」と答えた人が18名(18.75%)、「精神的虐待経験を受けたことがある」と答えた人が61名(76.25%)という結果が出た<sup>37)</sup>。

具体的なDVの形態は、多妻婚、嫉妬、監禁、強制的に夫の判断に従わせる、脅し、罵り、近親相姦、殴る、蹴る、ひっぱたく、燃やす、強制的な性行為の強要等である。

### ①原因

このようなDVは貧困や飲酒、ギャンブル等が原因となっていると現地警察関係者は話す一方で、この問題に取り組むNGOによると、それらの原因は暴力を促進する一要因であって、DVの原因だというのはいい訳に過ぎないと強く批判している<sup>38)</sup>。

DVの根本的な原因は、男として生まれてきたというだけで優れているとみなす「男性優位」というカンボジア社会の考え方である。夫は、家長として世帯登録証に記載される。このことは、男であり家長である夫のような存在は、家長に従属すべき他の家族員に対し、しつけ直す権利を持っているため、抑圧したり拷問をする権利があると考えられている。これが発展して夫の怒りや憂鬱を暴力で表

しているであろう。

## ②DV助長の背景

このようなDVを助長する背景としては次の4つが考えられる。

第1に、DVが家庭内の問題であるとされ、両親でさえ夫婦間の調停に入るべきでないとした考え方の存在である。両親は娘に対し、結婚相手を決めるところまでは責任を持つが、結婚後は夫婦間の問題は本人自身の問題とされる。

第2に、多妻婚や家庭外での性交渉が社会的に容認されており、これが家族崩壊とDVの原因ともなっている。もっとも、多妻婚は法律上では認められてはいないが、法的強制力の弱さから未だこの多妻婚の事実には罰則が下った前例はない。

第3に、カンボジア社会において離婚が社会的に認められていないことがあげられる。法的には認められているのだが、離婚を阻むカンボジア社会の文化・風潮がありいつまでも被害にあっている女性を家庭内に閉じ込め、夫からの暴力の犠牲となっている。それを如実に表す2つの言い習わしが存在する。それは「夫のいない女性<sup>39)</sup>は尾のない牛のようである」<sup>40)</sup>、そして「夫のいない女性は悪い噂を作り出す、あるいは噂的になる」<sup>41)</sup>である。前者は、夫のいない女性は尾のない牛が寄ってくる虫を追い払えないように、離婚して夫無しで暮らすことを選べば、たくさんの困難に直面するであろうというものである。ここでいう尾がないというのは、強さの欠如を表す。後者は、たとえ夫を失ったとしても夫以外の男性と性的関係を持つべきでないという考えに基づいている<sup>42)</sup>。このように多くの被害女性たちは、離婚に対する広く蔓延した社会的なマイナスなイメージから、いつまでも家庭の中から逃げ出せず暴力に直面した生活を送っている。

第4にカンボジア社会が情報を隠しがちな文化を持っているということである。良き女性というのは家庭内で起こったことを外に広めないという道徳的規範が存在する。「家庭の中で起こった火事を外には広げない」という言い習わしのおり、完璧な女性であるならば、家庭内の問題を外部の人に漏らすことは厳禁なのである<sup>43)</sup>。このことは、解決の糸口が家庭内にしかないことを意味し、誰にも相談できずに女性自身が問題を抱えてしまうことを余儀なくされる。

## ③DVの与える影響

DVはカンボジアの女性だけではなく、その子どもや地域社会にも様々な影響を与える。DVは深刻に、また直接的に女性と子ども達の生命に関わる問題であり、家族の幸福、財産、経済などあらゆる事に影響を与える。そして次の世代を担う子ども達に悪い習慣と役割規範を残すことになる。結果的に、社会の混乱、犯罪の増加、治安の悪化等を招き、売春婦、ストリートチルドレンの増加、ジェンダー不平等・差別を生み出す原因となる。

### (2) レイプ (Rape)

DVと同じようにCWCCの報告によるとプノンペンにおいて80名に対して調査を行ったところ、

18.75%の女性が夫により頻繁にレイプされているという<sup>44)</sup>。ある女性は1日に3回も犯されると答えた。ここでいう、夫からのレイプとは妻の意思に関わらず、強制的にまた強引に性行為を行うことをいう。カンボジアでの近年のレイプの被害者は10代を中心とした未成年が多く、低年齢化の傾向にある。

通り魔的犯行の場合、刑罰を受ける代わりに、犯人側が被害者に対して賠償金を払うことを提示することで清算（paying-off）しようとすることが多い。時に、未婚女性の処女性が重んじられるカンボジア社会において、双方の両親によって被害者側が加害者と強制的に結婚させられ生活を共にしていかなければならないこともある。近親者の犯行の場合、特に父親や兄弟等家族員が加害者であったなら、被害者は警察に通報することが難しくなる。それは、家族内では父親や男の兄弟・親類に絶対的な力があるという社会規範が存在しているからである。

レイプの場合、この問題を裁くべき適切な罰則が存在しないと、カンボジア社会に内在する秘密主義の文化が拡大を促進させている。

秘密主義の文化とは、「引き裂かれたスカートをそれ以上引き裂くべきではない」という言い習わしに表されている<sup>45)</sup>。これは、女性はレイプの被害にあったとしても、決して他人に話すべきではないとし、他言することはさらに状況を悪くすることで、被害にあったことにより処女を失ってしまったことが分かれば将来、結婚できなくなってしまうので、被害にあったとしても黙っていれば、結婚できるチャンスはあるという意味である<sup>46)</sup>。

またさらに、被害にあい警察に訴えたとしても加害者が逮捕されず、容疑さえかけてもらうことができない場合が多い。これは女性が正当性を訴える勇気を失わせる原因となっている。結果として、加害者は犯行を犯しても処罰される可能性が低いので、このような犯罪を助長することになる。

### （3）性的搾取を目的としたトラフィッキング（Sex Trafficking:以下ST）

トラフィッキングとは、「人身売買」や「人の密輸」、「人身取引」とも訳され、様々な機関によってその定義に部分的な相違がある。「人とりわけ女性と子どものトラフィッキングの防止・取締り及び処罰に関する国際連合2000年議定書（United Nations Protocol to Prevent Suppress and Punish Trafficking in Person Especially Women and Children, 2000）」には次のように定義している<sup>47)</sup>。

搾取する目的で、暴行又はその他の態様の脅迫、略取、誘拐、欺もう、権力乱用、又は弱者である地位に乗じて、若しくは対償または利益を供与して監護権者の同意を得て、人を誘拐、搬送、又は蔵匿、若しくは収受することをいう。

搾取とは、性的搾取、強制労働、奴隷、もしくは類似の慣行、隷属や臓器提供等が含まれる<sup>48)</sup>。ここでは、カンボジアの性的搾取を目的としたトラフィッキングについて論じる。

今日、トラフィッキングはカンボジアが抱える最大で深刻な問題の一つである。アメリカ合衆国国務省は2001年より『人身取引報告書 (Trafficking in Person Report)』を発行しており、その中で各国のトラフィッキング状況と取り組み状況を合わせ、3段階のランク付け (Tier1, Tier2, Tier3) を行っている。この2002年報告書においてカンボジアは最低で経済制裁の対象とされるTier3にランク付けされていた。

戦後よりSTは著しく増加した。1991年の和平合意後は国内移動の行政上の制限が解禁され、性産業のブームを助長させ、さらに国内に充満した慢性的な貧困も状況を悪化させた<sup>49)</sup>。

現在、カンボジアにおいて数百人から数千人の女性や子どもが農村からプノンペンのような都市へ、またタイ・マレーシア等の隣国へとトラフィッキングされている。カンボジア人権委員会 (The Cambodian Commission on Human Rights) 等は、プノンペンにおいて14,000人以上の女性や子どもが売春婦として売春宿やカラオケ・バー、マッサージ店、ホテル等ではたらくしていると見積もっている<sup>50)</sup>。カンボジア国内全体では50,000人から55,000人と見積もられている。そのうちの約35%が18歳未満の少女で、約40%がベトナム人である<sup>51)</sup>。

CWCCが関わったST被害者であるクライアントを調査したところ<sup>52)</sup>、約64.55%が強制的に売春させられ、そのうちの52.59%が高収入の収入があると騙されたという。また11.04%が両親、知人、友人によって売られ、0.58%が誘拐されている。調査した全てのSTクライアントのうち貧困が理由で売春に関わるようになったのが34.45%であった。大半が売られるか、騙されるかあるいは借金の肩代わり (個人あるいは家族員の医療費等による) として働かされていた。

一方で、カンボジア国内だけでなく何千人ものカンボジア女性と子どもがタイ・マレーシア・台湾等に売春婦、メイド、建設現場労働者物、乞い等として働く為に売られている。国境警察によると月に800人以上のカンボジア人がタイより不法移住の為に国外追放されており、このうちの半数が女性と子どもで、「ほとんどが騙され、奴隷のような状態で強制的に働かされていたと報告している<sup>53)</sup>。

## 助長の背景と原因

このようなSTの増加傾向にある理由は貧困だけではない。

第1にカンボジア社会の男性支配がある。「男性は黄金であり、女性は布である」<sup>54)</sup>という言い習わしがある。これは、もし黄金が泥の中に落ちた場合は磨けばすぐにきれいになるが、布が落ちたら (処女喪失の意) 染みができて汚れたままであるという意味である。ここに男女の性の二重基準が存在する。このように、婚前に男性が性交渉を持つことをあたかも男の勲章として社会的に認め、結婚後も家の外で性交渉を持つことを是認し、一方で女性はヴァージンを守らなければならないというこの考え方が、男性が売春婦を求めることや、商業的売春従事者 (commercial sex worker) 増加の原因となっている。STという女性や子どもの搾取の形態から利益を得る、売人や売春婦のオーナーらは、男性のこういった欲求を満たす為あらゆる手段を使って女性や子どもを騙し続けている。

第2に、法的強制力の欠如とカンボジアに蔓延する汚職がある。1996年に「誘拐、人身売買及び人間の搾取の取り締まりに関する法律（人身売買取締法）」が制定されたが、トラフィッキングの定義を売春に従事させることだけに重点を置き、多様化するトラフィッキングの状況を取り入れていないこと、加えて人身売買と誘拐を禁じてはいるが具体的な罰則規定が無いこと等、条項上に様々な問題があり効力を発揮していない<sup>55)</sup>。また汚職に関しては、このトラフィッキング助長の影に警察や政府高官等の公務員の関与があるとされる。国際子ども権利センター代表甲斐田万智子氏は「警官の妻が売春宿を経営していたり、政府高官が加害者であったり、加害者を見逃す汚職がはびこっている為、逮捕数は増えても加害者の処罰までには至らない。特に、国境警察が人身売買を見逃す汚職は日常茶飯事である」と報告している<sup>56)</sup>。これによりトラフィッキングに関わる人間は、法的な影響や罰則等に邪魔されず、自由にこの搾取行為を行っていることがわかる。

第3に家庭内暴力の頻発と家族構造の崩壊が挙げられる。これにより子どもは家から逃げ出す以外に逃げ道は無く、行き場が無くストリートにでてしまった子ども達が人身売買業者に騙される的となる。

第4にコミュニティにおける人身売買に関する情報とセーフティーネットの欠如がある。前述のCWCCの調査によると約半数以上のクライアントが良い仕事があると騙されて強制売春に従事させられていたが、これはコミュニティ、特に農村部においてトラフィッキングに対する情報や知識がいきわたっていない為、女性や子ども達を守るセーフティーネットが著しく欠如している状態といえる。

その他、近年の国際化するトラフィッキングの背景には国境でのパスポートコントロールの曖昧さ、海外の民間（NGO等）とネットワークの欠如なども背景にある。

#### IV. VAW根絶に向けた取り組み—NGOの活動を中心に

##### 1. カンボジア国内での取り組み

カンボジアのVAWに積極的に取り組んでいる省庁「女性・退役軍人省（Ministry of Women's and Veteran's Affairs:以下MoWVA）」である。MoWVAは家庭やコミュニティにおいてVAWによる悲劇的な状況からの開放がジェンダーに配慮した開発に必要不可欠であるとし、これを受けてカンボジア政府も「ミレニアム開発目標（MDGs）」3項目に規定する「ジェンダーの平等・女性のエンパワーメント達成」という目標にDV、レイプ、STを含むあらゆる形態のVAW根絶を加えた。

このように国家も積極的にVAW根絶の為に取り組んでいるようであるが、現実のところVAWに対しての政府の取り組みは十分ではない。DVに関していえば、DVを取り締まる適切な法律は存在せず、刑法がDV取締りに有効であるということを確認している法律専門家は少ない。同様にSTに対しても1996年に前述したように「人身売買取締法」ができたがトラフィッキングの定義が曖昧で限定的であ

り、具体的な罰則規定が設けられていない。

こういった政府の取り組みに対し、様々なカンボジア国内外のNGOが強制力を持つ法律を設けるよう、政府に対し積極的なロビー活動を行っている。1996年制定の人身売買取締法についてもより強制力を持った法律を早急に規定するよう、現在VAWに取り組むいくつかのNGO団体とMoWVAが協力して政府に対し、2～3年以内に法改正することを求めている。DVに関しても直接的にDVに焦点をあてた法律を作るという動きがあり、最近ではNGO連合支援でできたDV法草案がMoWVAを通じて提出され、国会で承認を得ようとする活発的な運動が起こっている。

以上のように、カンボジア社会においてNGOが果たす役割は非常に大きく、カンボジアの発展をスムーズに進めるには、政府や国際機関のパートナーとなる草の根のNGOの存在が欠かせないのであり、VAW根絶に向けてもまた同様であるといえる。

## 2. ローカルNGO: CWCCの活動

今日カンボジアにおいては、国際・国内問わず、多数のNGOが活動を行っている。1991年に創設された「カンボジアNGO協議会（CCC: Cooperation Committee for Cambodia）」に登録されている国際NGOは100団体を超え、ローカルNGOも100団体を超えている。現在、CCCには登録されていないNGOを含めると合計約400団体のNGOが存在する推測されている。それらは女性の地位向上だけではなく、学校建設、環境、保健・医療等、様々な分野で活動している。

ここでは、VAWに対するNGOの取り組みの紹介として、筆者が約半年インターンとして所属したCambodian Women's Crisis Center（CWCC：カンボジア女性の危機センター）の活動を紹介する。

CWCC（シャントール・オン所長）は”help women help themselves”という活動モットーのもと、VAW根絶と女性のエンパワーメントを目指し活動している現地NGOである。

CWCCの主な活動としては、モニタリング/救出・法的支援、シェルター提供、再復帰（Reintegration）、コミュニティオーガナイズング、アドボカシー活動等がある。

最初に、VAWの被害を受けた女性は、モニタリング/救出・法的支援部門で様々な被害状況等の調査を受ける。その後必要に応じてCWCC常駐の弁護士による法的支援を受け、対策を考えていく。この部門の活動の目的は、家庭、コミュニティあるいは国家によって犯されたり、見逃されているVAWの形態を監視し、報告すること、また、法律が効果的に実行される様に、法的能力を共有する公共機関や権力者に促すこと、自身の法的権利と法の下には皆平等であるということを確認できるように、VAWの被にあつた女性の自己の尊厳を強化することである。被害に遭った女性はほとんどが自分達に法的権利があることを知らず、適切な法律や権利にアクセスできない現状がある。法的支援ではCWCC専属の弁護士により、弱い立場にあるクライアントに法的権利や法的選択権があることを認識させたり、法的行動の価値や利点に気づかせたり、法の視点からの助言と説明などを行うなどの法的支援を行うことにより、リーガル・リテラシー（法識字）の観点から女性をエンパワーしている。

多くのクライアントがCWCCに保護された後、安全で好ましい環境でリハビリできるようシェルターで生活を送ることになる。ここでは、24時間体制の安全管理のもと、カウンセリング、医療扶助、公衆衛生教育、レクリエーション、識字クラス、職業訓練、保育施設が行われる。識字活動においては、クライアントのうちの多くが文盲で簡単な計算もできない。それが非雇用率を高め、トラフィッキングなどをされる危険性を高めている原因となっている。識字教育を提供することにより、被害にあった女性自身がカンボジア社会のことをより良く理解し、雇用の機会が改善され、経済的自立を促進することを目的としている。加えて裁縫等の職業訓練により、シェルターを出た後、生計を確保する為の何らかの技術を取得できるようになっている。CWCCは縫製工場等とネットワークを組み、クライアントにとって適切な職場をできるだけ提供できるようにしている。

クライアントのうち、故郷に戻り家族やコミュニティーへと再復帰したい女性に対しては再復帰（reintegration）プログラムが適応される。再復帰の過程でクライアントへ同伴だけではなく、再復帰後にクライアントへの理解を促すため、家族員やコミュニティーメンバーにVAWに関する知識等を行うトレーニングなどもおこなう。CWCCは3ヶ月にわたり追跡調査を行い、クライアントの生活を見守ることとなる。

VAWの根絶の為には、女性を救出し、保護する活動だけではなく、コミュニティーにセーフティーネットを構築しながら住民の意識から変えていく必要がある。そこで、CWCCが行っているのが、コミュニティー・オーガナイズング（住民の組織化）である。主にプノンペンコミュニティーの住人や、リーダーとネットワークを構築しながら、CWCCと関連機関との協力をアピールすることにより、VAWに関する法律に敏感になり、暴力の根絶を促すことを目的とした「防止」と「抑制」の為の教育プロジェクトである。VAWに焦点をあてた方法で、住民の認識を高め、組織化し教育を行っている。主には、VAWに関連した参加型のワークショップやトレーニングが定期的に行われ、カンボジア国内に蔓延するVAWの現状や様々な機関の取り組みを学ぶ為研修旅行が行われている。また、各コミュニティーを担当する警察官に対してもVAWに関するトレーニングを行っている。これらトレーニングを受けた人々は「コミュニティーボランティア（以下CV）」とよばれており、実際、CWCCにCVによって保護されたクライアントが多く存在する。このような地域住民を巻き込んだトレーニングと、CWCCそして地域住民と警察がネットワークを構築することにより、女性を守るセーフティーネットが構築され、VAWの被害の減少に貢献している。

最近CWCCは前述したプログラムに加え、新プログラムとしてカンボジアとタイの国境が隣接するバンテアイミエンチェイ州でトラフィッキングの被害を受けそうな18歳以下の弱者の女子を最優先にして、約600名に奨学金を支給するプロジェクトである。このバンテアイミエンチェイ州は、カンボジアの中でも多くのトラフィッキングの被害がでている地域である。支給内容は、自身のコミュニティーの公立学校への通学用のバイクの提供と学校に通うのに必要な経費で、支給期間は1年生から7年生（日本での小学1年生から中学2年程度で、カンボジア政府が実行している義務教育期間）で

ある。このプログラムを通して、女子をトラフィッキングやジェンダーによる虐待のハイリスクから救出し、家族の幸福や、国の発展へ寄与できる人材の育成を目指している。

このように、VAWの被害者への支援方法は、これまでの緊急・一時支援だけでなく、持続可能な支援へと転換をしていっていることが見受けられた。

## V. 終わりに

カンボジア女性は、ポル・ポトを政権を中心に長年の紛争や、市場経済グローバリゼーションに伴う社会・経済変容と共に、伝統的な社会規範が入り混じった状態の中で生きているといえることができるだろう。伝統的な行動規範や開発の遅れ、低教育、そして蔓延する貧困状況により、ジェンダー不平等は益々拡大しVAWの犠牲となるなど危機に直面している。

カンボジアにおいて、VAWが多発する原因は、ジェンダー不平等の側面だけでなく、ポル・ポト政権時代を経験した精神的・社会的ダメージの結果であるということも見逃せない。この政権時代、約4年間極端な共産主義によってカンボジアを農村共同体国家へと強引に改革したことが、それまで既存の社会システムや文化を大きく崩壊させた。大量虐殺と家族員の強制分離が家族やコミュニティを崩壊させた。この時代のカンボジア人は常に、粛清と虐待という死と隣合わせの恐怖に直面していたのである。この内戦の傷跡そして、深い心の傷は、今も癒えることはなく、政権崩壊後から四半世紀たった現在もその影響は非常に大きい。政権を経験した人々の抑制されてきた怒りや悲しみ、恐怖と、現カンボジア社会に蔓延する貧困の度合いや失業状況が深刻なフラストレーションへ変わり、このことが伝統的に家族を養ってきた男性を怒りや恐怖そして攻撃性で満たし、ついには妻や家族員の暴力となって表れている。

しかし、このカンボジアの現在の状況に対し、多くのNGOが女性保護・教育支援・人権保護などの活動を展開し人々、特に女性をエンパワーする活動を行っている。そして、教育改善や法整備、インフラ整備等を行いながら草の根に根ざしたボトムアップの国改革を精力的に行っている。特に、カンボジア人自身によるローカルNGOの活動は目覚ましいものであり、外国からのドネーションに大きく依拠することを除けば、現地の人が自身の国の抱える問題に対し積極的に取り組み内発的にまた草の根からの市民活動が展開されており、将来的にカンボジア社会の持続可能な開発へと着実につながっていくという希望も生まれる。これらの活動を通じて、女性自身の内発的な意欲を促し、自らの努力をもって向上を推進していけば、カンボジア女性の未来は、決して暗いものではなく、明るい未来が訪れるであろうと信じる。今後も、フィールドに基づき、カンボジアに残る文化や伝統に配慮しながら、いか様にして全ての女性が幸福で暴力の恐怖におびえることのない社会へ転換できるか考察していくことを今後の課題としたい。

- 1) 世界銀行、西川潤監訳『世界開発報告・貧困との闘い2000/2001』(The World Bank, *World Development Report 2000/2001: Attacking Poverty*, Washington, D.C., The World Bank, 2002) シュプリンガー・フェアラーク東京、2002年、5ページ。
- 2) 国連開発計画『人間開発報告1995』(UNDP, *Human Development Report 1995*, Oxford University Press, 1997) 国際協力出版会、1995年5ページ。
- 3) もともとはアメリカにおいて離婚の急増による女性世帯主家族の出現が家族の生活水準を著しく低下させたことを背景に生まれた言葉。近年では、途上国の現状を示す用語として頻繁に使われる。1995年に開催された第4回世界女性会議北京会議では、この貧困の女性化を阻止することを行動綱領の第1の戦略目標として採択した。
- 4) 森川友義『開発とWID－開発途上国の女性の現状と可能性』新風舎、2002年、14ページ～15ページ。
- 5) UNDP前掲書(1995年)、5ページ。
- 6) ジェンダーという言葉は、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議を契機として一般化。
- 7) 世界銀行、西川潤監訳前掲書、209ページ～226ページ。
- 8) 同上、209ページ。
- 9) Ledgerwood, Judy: *Analysis of the Situation of Women in Cambodia* (Phnompenh: 1992), p.3
- 10) 西谷佳純『変容するカンボディア女性の地位と村落社会』草野孝久編『村落開発と国際協力－住民の目線で考える』古今書院、2002年、74ページ。
- 11) 同上。
- 12) Ledgerwood, *op.cit.*, p.4
- 13) *Ibid.*, p.4
- 14) *Ibid.*, p.4
- 15) *Ibid.*, p.5
- 16) Klaassen, Hanneke: *CAMBODIAN WOMEN IN SOCIO-ECONOMIC TRANSITION Child Raising, Rural Economics, Birth Spacing, Leadership, Migration* (PhnomPenh: Cambodian Researchars for Development, 1995), p.15
- 17) *Ibid.*, p.15
- 18) 国際協力事業団企画部『国別WID情報整備調査報告書(カンボディア・ヴェトナム)』国際協力事業団、1996年、28ページ～29ページ。
- 19) UNICEF *Cambodia: CAMBODIA: The Situation of Children and Women* (PhnomPenh, 1990), p.111
- 20) 主に食料や衣服の販売、縫製、美容等といった女性が伝統的に行ってきた分野で行う。ここでの収入は家族の生活の為に重要な手段となっているが、多くの場合最低限の収入しか得られないのが現実である。
- 21) 国際協力事業団前掲報告書、1999年、14ページ。
- 22) カンボジアGDPの12.6%に相当。
- 23) 天川直子「第6章 カンボジア農村の収入と就労－コンボンスプー州の雨季米作村の事例－」天川直子編『カンボジア新時代』アジア経済研究所、2004年、363ページ～365ページ。
- 24) Klaassen, *op.cit.*,
- 25) 廣畑伸雄『カンボジア経済入門』日本評論社、2004年、134ページ。
- 26) National Institute of Stastics, Ministry of Cambodia (MoP) : *1998 Population Census of Cambodia* (<http://www.nis.gov.kh/CENSUSES/Census1998/provinfo.htm>)
- 27) The World Bank: *Cambodia Country Assistance Strategy* ([http://www.wds.worldbank.org/servlet/woscontentserver/wpsp/IB/2000/02/28/000094946\\_00021405325183/Rendered/PDF/multi\\_page.pdf](http://www.wds.worldbank.org/servlet/woscontentserver/wpsp/IB/2000/02/28/000094946_00021405325183/Rendered/PDF/multi_page.pdf))
- 28) 廣畑前掲書、141ページ～142ページ。
- 29) 井上・上野・江原・大沢・加納編『岩波女性学事典』岩波書店、2002年、232ページ。
- 30) 福島大学女性学 (<http://myriel.ads.fukushima-u.ac.jp/data/law/bouryoku.html>)
- 31) 同上。
- 32) 国立婦人教育会館編『女性学教育／学習ハンドブック』有非閣、1997年、163ページ。
- 33) UNFEM: *Eliminating Violence Against Women* (<http://www.unifem.org/index.php?fpid=57>)
- 34) *Ibid.*, p.12
- 35) *Ibid.*, pp.12-13
- 36) Oung, Chantol: *The First National Conference in Gender in Development in Cambodia* (Phnompenh,

---

CWCC, 1996) p.6

37) *Ibid.*, p.6

38) *Ibid.*, p.8

39) 夫のいない女性とは、夫と離婚した妻、そして夫が何らかの理由で死亡した未亡人をいう

40) Oung, *op.cit.*, p.7

41) *Ibid.*, p.7

42) *Ibid.*, p.7

43) *Ibid.*, p.8

44) *Ibid.*, p.8

45) *Ibid.*, p.9

46) *Ibid.*, p.9

47) 四本健二「第3章 カンボジアにおける社会問題と法—トラフィッキング取り締まり法制の展開を中心に—」

天川編『カンボジア新時代アジア経済研究所、2004年、179ページ。

48) 後藤一美監修『国際協力用語集第3版』国際開発ジャーナル社、2004年、153ページ。

49) UNIFEM, *op.cit.*, (2000), p.62

50) Oung, *op.cit.*, p.4

51) *Ibid.*, p.4

52) *Ibid.*, p.4

53) *Ibid.*, p.5

54) *Ibid.*, p.5

55) 四本前掲論文、186ページ～191ページ。

56) 2004年12月19日NPO法人：国際子ども権利センター代表甲斐田万智子氏講演会資料『カンボジアにおける子どもの商業的搾取と人身売買』